

寒川町都市公園条例新旧対照表

現 行			改 正 案		
～略～			～略～		
(移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置等に関する基準)			(移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置等に関する基準)		
第1条の5 移動等円滑化法第13条第1項に規定する条例で定める基準は、次に定めるところによる。			第1条の5 移動等円滑化法第13条第1項に規定する条例で定める基準は、次に定めるところによる。		
(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等（移動等円滑化法第2条第1号に規定する高齢者、障害者等をいう。以下この条及び別表第1において同じ。）が利用する特定公園施設（移動等円滑化法第2条第13号に規定する特定公園施設をいう。以下この条及び別表第1において同じ。）の新設、増設又は改築を行うときは、別表第1で定める基準に適合するものでなければならない。			(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等（移動等円滑化法第2条第1号に規定する高齢者、障害者等をいう。以下この条及び別表第1において同じ。）が利用する特定公園施設（移動等円滑化法第2条第15号に規定する特定公園施設をいう。以下この条及び別表第1において同じ。）の新設、増設又は改築を行うときは、別表第1で定める基準に適合するものでなければならない。		
(2) (略)			(2) (略)		
～略～			～略～		
別表第1（第1条の5関係）			別表第1（第1条の5関係）		
項	施設	基準	項	施設	基準
1	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平	(1) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、移動等円滑化法施行令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び移動等円滑化法施行令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 (2) (略)	1	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平	(1) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、移動等円滑化法施行令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び移動等円滑化法施行令第22条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 (2) (略)

成18 年政 令第 379 号。 以下 「移 動等 円滑 化法 施行 令」 とい う。 ）第 3条 第1 号に 規定 する 園路 及び 広場 のう ち1 以上 のも の	(略)	成18 年政 令第 379 号。 以下 「移 動等 円滑 化法 施行 令」 とい う。 ）第 3条 第1 号に 規定 する 園路 及び 広場 のう ち1 以上 のも の	(略)
(略)		(略)	
～略～		～略～	
		<u>附 則</u> この条例は、令和7年6月1日から施行する。 ただし、第1条の5の改正規定は、公布の日から施行する。	